HOKUGA 北海学園学術情報リポジトリ

タイトル	英国におけるプレス規制機関の動向
著者	韓,永學
引用	北海学園大学法学部50周年記念論文集: 403-426
発行日	2015-03-15

英国におけるプレス規制機関の動向

韓

永

學

はじめに

業界の主導でプレス規制機関の再編が行われた。二〇一四年九月、 Press Standards Organisation, IPSO)が発足したのである。 (Press Complaints Commission, PCC) が廃止され、新たなプレス規制機関として独立プレス基準機関 (Independent 最近、英国ではプレス規制(press regulation)の在り方が重大な政治的•社会的アジェンダとして浮上し、プレス 既存のプレス規制機関であるプレス苦情委員会

じめとする多くの国がプレス評議会(press council)と称される自主規制機関によるプレス規制が定着してきた。プ n 憲法的伝統やプレスの媒体特性に鑑みれば、このような潮流は当然の帰結である。 ス評議会はプレスの自由の擁護とプレス倫理の維持向上を旗印に、 先進諸国におけるプレスに関する規制方式は、放送のそれとは異なり、自主規制が一般的である。プレスの自由 プレスによる人権侵害等に対し倫理綱領の尺度から救済を図る制度である。 大概プレス業界の代表と市民の代表から構成さ 英国のPCCに続き、IPSOもプ 特に、 欧州ではスウェーデンをは 0

日本への示唆を探る。

レス評議会の一種で、自主規制メカニズムである。

のか。そこで本稿では、PCCの破綻とIPSOの発足に至る経緯と経過、 では、 どのような経緯でPCCが破綻し、 IPSOが発足したのか。 また、 IPSOの基本構造について検討した上 IPSOは具体的にどのような機関な

2 1 メディア責任法 田島泰彦「自主規制とプレス倫理」稲葉三千男ほか プレス評議会はプレス業界によって自発的に設置されるケースが殆どであるが、デンマークやアイルランドの場合は法律 (Media Liability Act)、後者は名誉毀損法(Defamation Act))に設立根拠を置いている。 『新聞学 [第三版]』(日本評論社、 一九九五年) 一七五~一七六頁 (前者は

1 電話盗聴事件とPCCの破綻

Cの破綻の引き金となったのは自明であるが、PCCは従前よりDiana皇太子妃の事故死をはじめとする相次ぐプレ は、 話盗聴事件を紹介・検討しつつ、PCCの破綻に至るまでの経緯及びPCCの構造的欠陥について考察する。 スの取材 大衆紙によるいわゆる「電話盗聴事件」(phone hacking scandal)への対応の失敗にある。 ス規制機関としての無力さが批判されてきたPCCが二○一四年九月八日に廃止された。 ・報道上の問題状況を十分に制御できない、 構造的欠陥を抱えてきたことも看過してはならない。 電話盗聴事件がPC PCCの破綻の主因 電

1) 電話盗聴事件

る「メディア帝国」News Corporation(以下、NC) nalism)が横行していた。このような違法かつ非倫理的な情報収集行為を繰り返した二紙は、Rupert Murdochが率い は警察官等公職者に他人の内密情報の提供の見返りに金銭を贈る、 する慣行が蔓延し、 等を雇用し、 と呼ばれる電話盗聴を長期にわたり駆使してきたことが全面的に発覚した。捜査当局によると、 イド新聞であることに注目すべきである。ただ、一部他系列のタブロイド新聞による電話盗聴も散見される。 一一年七月、 他人の携帯電話・パソコンは勿論金融・医療機関等における個人情報網に無断接続して内密情報を収集 その被害者は王室、 有力大衆紙The Sunの日曜版News of the World 政官界、 芸能界等の著名人と一般人を含め数千人に及ぶ。また、The Sunに の英国内子会社News International(以下、NI)傘下のタブ いわゆる小切手ジャーナリズム (checkbook jour (以下、 N o W が 「闇の魔術」 NoWには私立探偵 arts)

中心に三〇五人のジャーナリストが他人の内密情報の取引に関与していたと明らかにした。 二〇〇三年のいわゆるモーターマン作戦 ショナー ような手法への内なる警戒と考えられる。 ianとThe Telegraphが二〇〇二年、 新聞による電話盗聴の始まりは定かではないが、少なくとも二〇〇〇年前後にはその端緒が見られる。 (Information Commissioner)は二〇〇六年、データ保護法 新聞の私立探偵等を活用した他人の内密情報の収集を憂慮したのは、 (Operation Motorman) を基に作成した二つの報告書でタブロ また、 情報公開及び個人情報保護に関する独立監督機関である情報 (Data Protection Act) 違反嫌疑を捜査 The Guard 電話盗 イド -新聞を コミッ した ر ص

П イ その後、二〇〇六年八月にNoWの王室担当編集者Clive GoodmanとNoWが雇用した私立探偵Glenn Mulcaireが ・ヤルファミリーに対する電話盗聴嫌 疑で逮捕されたことで電話盗聴問 .題が表面化した。MulcaireはGordon

on首相の主任広報官に抜擢された。

年一月に実刑が確定したが、NoWのAndy Coulson編集長は「一不良記者の仕業」とし、 した。Coulsonは引責辞任したが、保守党広報企画責任者を経て、二〇一〇年五月同党の政権奪取に伴いDavid Camer Taylorプロサッカー協会会長を含む著名人五人に対しても同じ犯行を犯していた。GoodmanとMulcaireは二〇〇七 組織的電話盗聴疑惑を

Taylorが提起したプライバシー侵害訴訟がNoWとその親会社による巨額の口止め料で解決に至ったことを暴露し 方、NoWの違法な情報収集行為を注視していたThe GuardianのNick Davies記者は二〇〇九年七月九日、

視庁はMulcaireの検挙時に押収した四○○○人に及ぶ盗聴対象者に関するファイルを封印したのである。 捜査の可否を検討したものの、追加証拠がないとして再捜査を断念した経緯がある。 つつ、NIに電話盗聴が蔓延していることを示唆した。同報道を機に、ロンドン警視庁はNIの電話盗聴に関する再 後に明らかになったように、警

盗聴事件のキーパーソンと目されたBrooksを別にすれば、全体的に妥当な司法判断と言えよう。 聴共謀嫌疑等で相次いで逮捕∙起訴され、二○一四年六月末以降Brooksを除く上記の者に有罪判決が確定した。 Rebekah Brooks' 暴露したことを機に、 踪後殺害された一三歳の少女Milly Dowlerの携帯電話がNoWのジャーナリストらによって盗聴・操作されたことを 三つの専担捜査班を設置し、 ところが、 警視庁は二〇一一年一月、重要な新情報の入手を理由に新聞の電話盗聴等違法な情報収集行為に対する NoWの副編集長Neil Wallis、Goodman、Mulcaireを含むNoWとThe Sunの関係者が電 NoWやThe Sunの一連の違法行為が明るみに出た。 捜査を再開した。 捜査が緊迫度を増す中、Davies記者らが同年七月五日、二〇〇二年失 結局、 Coulson、彼の前任 NoWの編 電話 話盗

身が三九%の持分を保有する衛星放送BSkyBにつき、残余持分六一%の取得による完全子会社化に向けた入札を 電話盗聴事件の全面発覚を受け、NCとNIは二〇一二年七月、NoWの廃刊を余儀なくされた。 また、 N C は 自

下院文化委員会は二〇〇三年五月に公表した報告書で、

新聞による違法な個人情報収集行為の存在を念頭に、

断念せざるを得なかった。 加えて、 NIは二〇一三年六月よりNews UKに社名を改称した。

庁起用等、Murdoch以下NoWやNIと権力 のCameronをはじめとする政治指導者との幅広い交流、 極みである。ただ、本稿では深入りしないが、この未曾有の事件を総合的に考察する上で、Coulsonの公職採用、Brooks 以上、電話盗聴事件は興味本位の煽情的な記事を売り物にするイエロ (政治権力・捜査権力) NIの幹部と警視庁の幹部との定期的な会合、Wallisの警視 との癒着関係の究明は欠かせない。 ー・ジャーナリズム (yellow journalism) の

(ロ) PCCの破綻

(i)電話盗聴事件の対応の失敗

前述のごとく、

当時PCCは二○○○年前後に始まったNoWの組織的電話盗聴を把握できなった可能性が高いが、 三月電話盗聴等を禁ずる倫理綱領の改定以降、 Cは二○○三年二月、下院文化・メディア・スポーツ委員会 [査したとは言えない。 違反事例はNoWによる一件 (一九九六年) を除けばないと主張 (以下、文化委員会)に提出した報告書で、一九九三年 疑惑を徹底的に

新聞による電話盗聴疑惑は二〇〇〇年代初め頃からプレス業界内外から提起された。

しか

書で、 また、 条項の改正 ·に対して倫理綱領により警察や私立探偵等の仲介人との金銭授受による個人情報収集行為を禁ずるよう勧告した。 新聞の違法な情報収集行為に対する強力な対応を求めた。 前述したモーターマン作戦を指揮したRichard Thomas情報コミッショナーは二〇〇六年五月に公表した報告 (二〇〇四年六月) に止まり、 モーターマン作戦の結果に対して別段の措置を取らなかった。 しかし、 PCCは倫理綱領の電話盗聴禁止 KZ 関する

を強調して反駁した。

部 結果的に追認するものである。 また、PCCは二○○九年一一月、 The Guardianの二○○九年七月九日付報道に対し、 0 oWによる事実誤認や電話盗聴を継続している証拠はないとする報告書を公表し、NoWを再び庇護した。さらに、 PCCはN∘Wの王室盗聴事件を受け、調査を経て二○○七年五月に公表した報告書で、GoodmanとMulcaire以外 0 証拠はないとした。 この見解は、 NoWの組織的電話盗聴の実態とかけ離れた「一不良記者の仕業」抗弁を

PCCは二○一○年三月、二○○九年一一月九日付報告書を批判した下院文化委員会に対し、自身の忠実な職務遂行

事実化して過渡的な体制に入った。 でもある。結局、 度の急変は、 弁は完全に根拠を失ったことから、PCCは二○○九年一一月九日付報告書を撤回せざるを得なかった。PCCの態 ところが、二〇一一年七月Davies記者らのDowler盗聴事件の暴露に伴い、NoWとNIの「一不良記者の仕業」抗 自身が電話盗聴を含む新聞による違法な情報収集疑惑に関する徹底した調査・検証を怠ったことの反証 PCCはプレス規制機関としての失敗を自認し、二〇一二年三月より自ら代替機関への移管を既成

îi 構造的欠陥

要素である法規 (legislation)、執行 (enforcement)、裁定 (adjudication) を備えている。すなわち、 関である。 策定した倫理綱領に立脚してプレス倫理を執行し、プレスによる人権侵害等の苦情に対して裁定する、プレス規制機 PCCは、 前身のプレス評議会(press council, PC)に代わって一九九一年一月に創設された機関で、規制の構成 PCCは、

しかし、PCCはその設立以来、 プレスの行き過ぎた取材・報道によるプライバシー侵害事件等が浮上する度に、

4 て調

P C C

限

は

苦

情

n

ばならない

CCはプレスの経営者らにより設置・コントロールされ、とりわけプレス業界からの独立性が担保されておらず、 を要し、特に自主規制には政治権力と被規制業界からの独立性(independence) (proportionality) 等PCC懐疑 全国ジャー ナリスト組合 論 0 責任性(accountability)、一貫性(consistency)、透明性(transparency)、 批判 に晒されてきたように、 (National Union of Journalists, NUJ) やメディア基準トラスト (Media Standards Trust) 構造的欠陥を抱えていたのも事実である。 が必須となる。 目標集中性 良質な規 にも かかわらず、 制 (targeting) は Р 良

晳

(の規制原則を可能たらしめる規制の有効性

(effectiveness) に欠ける。

立. 益を保護するよりは、 による規制は電話盗聴 のPressBofにより大きく左右される構図である。このようなPCCのプレス業界からの独立性の欠如の故に、 界委員はPressBofと事 性 ·財政機関 まず、 の欠如が苦情処理 PCCの委員構成は現役のプレス業界委員と独立委員から成り、 (Press Standards Board of Finance, PressBof) よら、 K 前調整) 大手プレスやプレス業界の利益を優先したのではない 事件への理不尽な対応が如実に示すように、 おける裁定の独立への不信を生み、 を経て委員長より各々任命された。 部プレスのPCC 本来の規制目 要するに、 委員は任命委員会の任命推薦 委員長 か。 PCCの人事 また、 からの脱退を招 的であるプレ はPCCの PCCのプレ がの仕 財 スの自 | 政機関 組み いたことも指摘 (特に、プレ ス業界 は 曲 であるプレ プレ を守りつつ公 から ス業界下 P C C の独 ス基 な

裁権限 制 事案のみに及び、 裁に代えてまたは同 は PCCは苦情処理に 規制の 職権 有効性に疑念を生じさせてきた。従って、PCCはプレス規制機関と言うより、 制 調 裁を担保できる制裁 査権限を含んでおらず、 お 査 制 裁権限を有 (罰金等) 制裁権 権限を有しなかっ 限は倫理 したが、 「綱領違反事案に対する裁定掲載 限定的である。 た。 このようなPCCの限定的 すなわち、 の要求 厳密 の調 には 査権 ľZ 限 な 限定 調 5 査 れ 的 制 同

第

ある。

苦情処理機関に止まらずプレス倫理基準の堅持責任を全うするためにプレス苦情処理・基準委員会 権限を有する苦情処理機関と言うべきである。議会が従来PCCに対し、金銭的制裁権限の導入に理解を示しつつ、

plaints and Standards Commission)への再編を勧告したのも、PCCの規制の有効性を正面から疑問視した動きで

性の欠如等構造的欠陥に帰結するため、 いずれにしても、PCCの新聞の電話盗聴事件への対応の失敗に代表される無力さは規制機関として独立性・有効 プレス規制機関の刷新は不可避である。

- 1 David Bamber, "How tabloids bug phone lines to get a story," *The Telegraph* (15 December 2002) Graeme McLagan, "Journalists caught on tape in police bugging," The Guardian (21 September 2002); Chris Hastings &
- (\sim) Information Commissioner's Office, What price privacy?: The unlawful trade in confidential personal information (TSO, May in confidential personal information (TSO, December 2006) 2006); Information Commissioner's Office, What price privacy now?: The first six months progress in halting the unlawful trade
- 3 Nick Davies, "Revealed: Murdoch's £1m bill for hiding dirty tricks," The Guardian (9 July 2009)
- 4 Nick Davies & Amelia Hill, "Missing Milly Dowler's voicemail was hacked by News of the World," The Guardian (5 July
- Press Complaints Commission, Submission to the Select Committee on Culture, Media and Sport (February 2003)
- (6) House of Commons Culture, Media and Sport Committee, Privacy and media intrusion, Fifth Report of Session 2002-03 Volume I (HC 458-I, 21 May 2003), p. 28
- $\widehat{7}$ Information Commissioner's Office Report (May 2006), supra note (2), p. 32
- 8 Press Complaints Commission, Report on Subterfuge and Newsgathering (18 May 2007), p. 8.
- 9 Press Complaints Commission, Report on phone message tapping allegations (9 November 2009)

- 2010), p. 3 Response to the Committee's Second Report of Session 2009-10, First Special Report of Session 2009-10 (HC 532, 29 March House of Commons Culture, Media and Sport Committee, Press standards, privacy and libel: Press Complaints Commission's
- 11 九三年)七○~七一頁:ジョン・ミドルトン「イギリスにおける報道被害と裁判外の救済方法(二)」『一橋法学』第六巻第一号(二 設立経緯に関しては、 田島泰彦「コミュニケーション倫理をめぐる国際的動向」 『マス・コミュニケーション研究』第四: 二号 <u></u> 二九
- ○○七年)三三~四六頁等参照

Peter P. Swire, "Markets, self-regulation, and government enforcement in the protection of personal information," U.S.

12

- 13 Department of Commerce, Privacy and Self-regulation in the Information Age (U.S. Department of Commerce, 1997), p. 9. Better Regulation Task Force, Regulation - Less is More: Reducing Burdens, Improving Outcomes (A BRTF report to the
- 14 (12 March 2012), p. 40 Prime Minister, March 2005), pp. 51∼52 House of Lords House of Commons Joint Committee on Privacy and Injunction, Privacy and injunctions, Session 2010-12
- <u>15</u> 10 Volume I (HC 362-I, 9 February 2010), p. 130 House of Commons Culture, Media and Sport Committee, Press standards, privacy and libel, Second Report of Session 2009-

2 レベソン委員会の勧告とその後

制モデルとして法律に基づく独立自主規制を提示し、新しいプレス規制機関の確立を勧告した。しかし、レベソン委 電話盗聴事件の究明のために設置されたレベソン委員会 (Leveson Inquiry) は二〇一二年一一月、今後のプレス規

会のプレス規制に関する勧告を整理・検討しつつ、同勧告後のプレス規制に関する論争の推移について明らかにする。 員会の勧告後、利害関係者間の見解の相違のため、プレス規制に関する論争は漂流を繰り返した。以下、レベソン委員

(イ)レベソン委員会のプレス規制に関する勧

(i) 概

本稿の研究課題との関係で、 と警察・政治家との不健全な関係を摘示・批判する一方、今後のプレス規制モデルに関する勧告等を盛り込んでい 書を議会に提出した。 方式を採用し、 を支えつつ最高の倫理 潜在的違法行為の調査、 続が進行中であったため②の実質的な調査を避け、 Iとその他メディアによる違法・不適切な行為に関する調査を委任した。レベソン委員会は、電話盗聴事件の刑 控訴院判事を委員長とする独立調査委員会 Cameron首相は二〇一一年七月、 各界から幅広い証言・意見陳述等を得て、二〇一二年一一月二九日に二〇〇〇頁に達する膨大な報告 報告書は、 基準を促進するより有効な政策・規制に関する勧告に注力した。レベソン委員会は公聴会等の **⑤プレスと警察との関係の調査、** ここでは報告書の今後のプレス規制モデルに関する勧告の部分だけを取り上げる。 N o W 電話盗聴事件の大波紋を受け、 の電話盗聴事例等を含むプレスの違法かつ非倫理的な情報収集行為やプレス (通称、 主 に ①、 レベソン委員会)を設置し、①プレスの文化・慣行 ©プレスと政治家との関係の調査、 具体的には@プレスと公衆との関係及び電話盗 調査法(Inquiry Law)に基づきBrian Leveson ①プレスの品位 倫理、 聴と他 自 事手 由 0

な自主規制システムと規定し、 宗しつつ、 報告書は、 これに基づく自主規制機関について勧告した。 PCCをプレス規制機関として失敗したと断じた上、新しいプレス規制機関の目標を真に独立かつ有効 法律に基づく独立自主規制の確立を勧告した。 すなわち、 今後のプレス規制 モデ ルを

か らの承認を要するメカニズムで、その骨格は 今後のプレ ス規制モデルは、 プレス業界や政府から独立した自主規制によるが、 〈表一〉の通りである。 規制機関が法定の承認機関

〈表一〉 今後のプレス規制モデルに関する勧告

加入炎	经际		独立自主規制体制の確立				
		理事会の機能				組	
承認	メンバーシップ	仲裁サービス	権限	苦情処理	バナンス が	財政	織・任命等
・承認基準等を定める法律に政府のプレスの自由の擁護・保護責務を明示する。・法定の承認機関が規制機関の承認・定期審査を担う。	・会員加入は全ての発行者に開かれている(非強制)。	・会員への民事訴訟請求に対する公正・迅速・低廉な仲裁手続を提供する。	・職権調査、訂正・謝罪掲載命令、金銭的制裁(最高一〇〇万ポンドの罰金)権限等を有する。	する。・当該プレスの苦情処理システムを経た苦情(第三者苦情を含む)につき、倫理綱領違反の有無を審理・決定・当該プレスの苦情処理システムを経た苦情(第三者苦情を含む)につき、倫理綱領違反の有無を審理・決定	・会員に内部ガバナンス・法令順守を要求する。を負う。 ・網領委員会(理事会の独立メンバーと現役編集者で構成)の助言を受けて倫理綱領を採択して究極的な責任	・財源はプレス業界と理事会が四〜五年ごとに事前合意し、会員が負担する。	に任命される。 ・理事会のメンバーは任命パネル(プレスからの独立メンバーが相当多数を構成)により公開・透明・独立的ロールする。

次に、今後のプレス規制モデルに基づき規制を担う自主規制機関に関する勧告の骨格は、〈表二〉の通りである。

〈表二〉自主規制機関に関する勧告

情報へのアクセス ・倫理綱領の改正の際は、表現の自由・プレスの全面保護の一方、差別報道への介入権限の保持を考慮する。 ・偏果者に公益に関する助言サービスの提供を考慮する。 ・編集者に公益に関する助言や、プレスからの侵入を拒む者のための警告サービスを継続する。 ・編集者に公益に関する助言や、プレスからの侵入を拒む者のための警告サービスを継続する。 ・編集者に公益に関する助言や、プレスからの侵入を拒む者のための警告サービスを継続する。
・調査財源としての特別は、・倫理綱領の改正の際は、
・苦情提起者が望む場合、法的手続の開始の前にも苦情提起を許容する。
倫理綱領・編集者・ジャーナリストに要求される倫理基準の明示的展開のため、倫理綱領への早期審査を考慮する。
会員インセンティブ・・会員には信頼されるジャーナリズム・ブランドの確立のため、英国規格院の検査証の活用を考慮する。
内部ガバナンス・・新聞の法令順守情報への読者のアクセスを確保させつつ、法令順守・倫理基準の責任者の指名を考慮する。

(ii) 検討

が、 ないため、 なわち、 レベソン委員会が勧告した今後のプレス規制モデルは、プレス業界と政府から独立した自主規制機関が規制を担う 規制機関が法定の承認機関の承認及び定期審査に服する仕組みで、法律に基づく独立自主規制の方式である。す 同モデルは、 厳密には国家とプレス業界がともに規制に関与する共同規制方式である。これは、プレス規制に関する新 規制機関はプレス業界が確立しても、 その実質は法定の承認基準に堪える体制でなければなら

ベソン委員会が提示したプレ

ス規制モデル

の最も大きな争点は、

プレ

ス規制

機関の要件の充足を担

|保する装置

自主規

制機関の創設を提案した経緯が

ある。

似する。 るプレス規制 たな立法 F 機関 ĺ ス規制機関を支える承認機関及び承認基準の法定化等) は プレ ス評議会の国 [際比較によれ ば 規制方式上デンマークやアイルランド を要することを意味する。 -のプレ 同 モ ・デル ス評 議会に が 提 示 す

ethics) 規制に関する勧告がなされてきた。 を皮切りに、 ティックな内容である。)年以上守られてきたプレ ベソン委員会の勧告は英国のプレス規制史上重大な分岐点と言えよう。 いずれにしても、 システムの構築を要求する同 プレスの重大な倫理問題が勃発する度に独立調査委員会が設置され(レベソン委員会が七 レベソン委員会の勧告は、 英国では一九四七年第一次プレスに関する王立委員会 、スの自由が後退されかねない。 法令に依らない自主規制の強化・刷新を求めてきた従前の .勧告が履行されれば、 既存のPCCのような純粋な自主規制方式からの 六九五年特許検閱法 結局、 (Royal Commission on the 国家から強要された倫理 (Licensing Act) 勧告の流れ 脱却を求めるドラス 0) 回 廃 員、 に 止以降三〇 鑑 (enforced Press み れば、

そもOfcom自身はプレ 制理念や実際の違 専門的経験は、 あろう。 (Office of Communications, Ofcom) 同委員会は新しいプレス規制機関の承認機関、 一見してプレス規制機関の承認 いからすれ ス規制に関与する意図がないことを強調しつつ、プレスの独立・自由を保持できる有効な新 ば、 Ofcomにプレ を最適な選択肢と位置付けてい ス規制 定期審 機関 すなわちバックストップ 査にも有益と考えられる。 の承認・定期審査を担 る。 放送通信分野の規制機関としてのOfcomの わせるのは賢明とは言えな (backstop) ところが、 プレ 機関として放送通信庁 スと放送通信 0 規

方 V ベ ソン委員会の勧告は、 法律に依拠する規制 フレ 1 ムを別にすれば、 吟味に値する内容が少なくない。

苦情提起者 に力を入れること等は、 ミットすること、 勧告が提示する規 ② 職 権調. (とりわけ裁判費用の負担感から提訴が容易ではない者) 査権限及び金銭的制裁を含む的確な制裁権限を保有すること、 ④会員への民事訴訟請求に対して仲裁手続を提供すること、⑤公衆の保護やジャーナリストの保護 制機関は、 構造的欠陥を有するPCCの体制と対照的である。特に、 ①メンバーの構成や選任における独立性が強調される理事会のコントロ に便宜を図りつつ、 ③会員の内部ガバナンス ④は裁判外紛争解決手段として、 会員に対する実質的なイン ール下にあるこ 法令順守に

(ロ)レベソン委員会の勧告後のプレス規制論争

センティブ

(公正・迅速・低廉な手続、

加重的・懲罰的損害賠償の免除)

を付与する点で注目に値する。

and Courts Bill) 勅許状 (Royal Charter) により実現する方策を提示した。 相側は妥協策として同委員会が勧告したプレス規制の骨格を受け入れつつも、これを制定法ではなく国王が付与する 自民党は規制 保守党はプレスの自由に対する潜在的危険性を理由に反対(一部議員は賛成)、野党・労働党と連立政権のパ 0 三年三月一八日、 べ ソン委員会の今後のプレス規制モデルに関 0) 政界ではレベソン委員会が勧告した法律に基づく独立自主規制につき、直ちにCameron首相 相違のため、 0) 有効性を挙げ賛成の立場をそれぞれ披歴した。 に新しいプレス規制機関の会員には名誉毀損等の訴訟において懲罰的損害賠償を免除する規定 - 劇的な三党合意に達した。同合意に伴い、議会に上程されていた犯罪及び法定に関する法案(Crime PCCに代わる新しいプレス規制システムの確立は遅延した。 でする勧告後、 プレス自主規制に関する勅許状案は、 プレ その履行をめぐる政界、 ス規制問題が政争の様相を帯びた中、 プレ ス業界等の 紆余曲折を経て二〇 が 利 率 Cameron首 害関係 4 る与党

四〇条)、企業及び規制改革に関する法案

(Enterprise and Regulatory Reform Bill)

に政府によるプレス規制

ス

0

参

画

は

殆どなく、

勅許状に基づく承認を求めるか否かも未定である。

され 手数料負担、 易な変更に歯 承認を受けた。 成立した た。 正 地方プレ |めをかける その後、 スの仲裁サービスの不参加許容等) プ (勅許状改 V ス自主規 正は各議院の総議員の三分の二 制 に関する勅許状案の修正 を経て、 二〇一三年一〇月三〇日枢密院に提出さ (修正· 一以上の同意を要する) 声は、 仲裁サ ĺ こスに 規定 お 第 ける苦情提起 (九六条) が 国王 挿 入

その受け入れを拒否した。 (政府案)にも反対を唱えつつ、二〇一三年 次に、 プレス業界ではレ ス業界案は政府案と大枠の仕組みは NIをはじめとする大手新聞グループは全国の殆どのプレ ベソン委員会の勧告に対し、 -四月二五日に代案としてプレ 致するが、 多くのプレ 規制機関を承認するプレ スが ~プレ スの独立自主規 ス規 制 ~ ス承認パ スを糾合して上記の三党合意案 の法的干渉が及ぶことを 制 に関する勅許状 ネル 0 構 成 勅許状 案 不を提 連 0 由 示 改 に

代表を筆頭とするIMPRESS (Independent Monitor for the Press) Projectが二〇一三年一二月発足し、 進 府やプレ 6 0) 5 IF. の独立 一要件、 Ď ず、 審 方、 の他、 厳 璭 格運 渦 程 帷 規制 枢密院は二〇 ス業界から独立した自主機関の創設を謳っている。 に瑕疵 用を求めており、 プレス規制システムをめぐる政界とプレス業界の対立が激化する中、 ス業界は政 の 機関 欠如等) の権 があったとして提訴したが、 を理・ 府案を受け入れず、 限等で相違が 一三年一〇月八日にプレ 由 政 に拒否し、 府の勅許状方式によるプレ ~ある。 直後に前述のごとく、 自身の案に 第一審に続き控訴審でも敗訴した(二〇一四年五月一日)。 ス業界案に対してレベソン委員会の勧告内容の未充足 基づい ス規制を支持する立場である。 これはレベソン委員会が提示したプレス規制に関する基 TIPSO 政府案を承認 の創設を推し進めた。 した。 Jonathan Heawood英国ペ これに対 かし、 Ų プ IMPRESS < v ス業界 プレ 強 に ン カ 4 は ス業界 0) クラブ 枢 か つ政 か わ か

第

- \equiv 部 (\alpha) The Leveson Inquiry, An Inquiry into the Culture, Practices and Ethics of the Press Volume IV (HC 780-IV, 29 November 1 報告書の概要は、小林恭子「英レベソン委員会「報告書の概要」『新聞研究』第七四一号(二〇一三年)六一~六三頁参照
- 3 *Ibid.*, pp. 1795~1799

2012), pp. 1758~1780.

- (4) Lara Fielden, Regulation the Press: A Comparative Study of International Press Councils (Reuters Institute for the Study of Journalism, April 2012).
- 5 制機関の設立)を求めた第一次カルカット委員会の勧告(一九九〇年)の履行の不十分さを理由に、法定規制機関の設立を勧告した ただ、第二次カルカット委員会(Calcutt Committee)は、PCのPCCへの刷新とPCCの有効性の立証 (失敗の場合、法定規
- (一九九三年)。しかし、政府が同勧告を拒んだことでPCCが延命した経緯がある。
- (∼) Ofcom, Submission to the Leveson Inquiry on the future of press regulation: A response to Lord Justice Leveson's request (2 6 2012), pp. 12~22 Media Standards Trust, A Free and Accountable Media: Reform of press self-regulation: report and recommendations (June
- 8 April 2012), pp. 2, $8\sim14$ Royal Charter on Self-Regulation of the Press, https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/
- file/254116/Final_Royal_Charter_25_October_2013_clean__Final_.pdf.
- 9 Draft%20Independent%20Royal%20Charter%2025%204%2013.pdf Draft Royal Charter for the Independent Self-Regulation of the Press, http://www.societyofeditors.co.uk/userfiles/files/

IPSOの発足

3

基づくプレス承認パネルの承認を追求せず、船出した。同時にPCCは廃止され、その機能はIPSOに移管された。 プレス業界は二〇一四年九月八日、新しいプレス規制機関としてIPSOを正式に発足した。IPSOは勅許状に 編集者委員一〇名、

理事長を含む独立委員五名)。

IPSOの財政はプレス業界が支える。すなわち、

雷 発足により重大な局面を迎えるようになった。以下、IPSOの基本構造につい |聴事件を機に勃発したプレス規制論争はレベソン委員会の勧告を経て半ば膠着状態に陥ってい て整理しつつ、若干の検討を加える。 いたが、 I P S O

IPSOの基本構造

金銭的制裁指針(Financial Sanctions Guidance) Press Standards Organisation C.I.C)、 IPSO規制 (Regulations)、 『務に分けて概観する。 `救済を目標としている。 IPSOは、 プレ ス業界が創設したプレス自主規制機関で、 IPSOのガバナンスと手続は、 の定めるところによる。では、 IPSO定款 上質のジャーナリズムの促進とプレスによる報道被害 会員規約 (Scheme Membership Agreement) (Articles of Association of Independent IPSOの基本構造を組織、

金社 制である。 委員から構成されている(委員長を含む独立委員七名、プレス業界委員五名)。諸般事務を処理する事務局は 事長を含む独立理事七名、プレス業界理事五名)。苦情処理を担う苦情処理委員会は、 綱領委員会委員を兼務) I P S O IPSOをコントロールする理事会は、委員長と任命パネルから任命された一二名の理事から構成されている(理 (Regulatory Funding Company, RFC)から任命された一五名の委員から構成されている の組織は、 方、 倫理綱領の策定・改正を担う編集者倫理綱領委員会は、 前控訴院判事であるAlan Moses委員長 (理事会理事長、 以下理事会、 苦情処理委員会、 事務局の他、 特別委員会である編集者倫理 後述するIPSOの財政機関である規制資 苦情処理委員会委員長及び編集者倫 理事会から任命された一二名の (委員長を含む現役 綱領委員会か 五. 名体

部 員から徴収した会費がIPSOの財源となる。 RFCはIPSOの財政に関する全権を有する他、 人事や規制にも関

ことができる。 PSOは会員プレスに対する民事訴訟請求者に司法手続の代案として仲裁サービスを当該プレスの同意の下提供する tions) を実施することができ、 反の有無を審理し、倫理綱領違反の際は苦情支持の裁定または訂正報道の掲載を当該プレスに要求することができる。 立てられたものに限る。 続がなされた事案または二八日以内に当事者間で紛争解決に至っていない事案で、 含む)に対し、 督の下、苦情処理委員会は会員プレスの報道内容やジャーナリストの取材行為を理由とした苦情申立 また、IPSOは会員プレスの重大かつ全面的な倫理綱領違反嫌疑につき、 IPSOの主な職務は、 調停または裁定により処理する。IPSOの苦情処理の対象は、 苦情処理委員会は事案の調査を経て調停により紛争解決を図るが、 倫理綱領に立脚して会員プレスに対する苦情を処理することである。 その結果、 極めて深刻な場合は罰金等金銭的制裁を加えることができる。さらに、 いわゆる基準 事前に当該プレスの内部苦情処理手 原則報道から四カ月以内に苦情申 -調査 (standards investiga 不調の場合は倫理綱領違 IPSO理事会の監 (第三者苦情も

(ロ) IPSOに関する検討

ず、 電話盗聴事件を機にプレスに対する公的規制を唱えた相当数の政治家やHacked Off をはじめとする強硬派に屈 ブレ 政府が提示した勅許状方式も拒否し、 ス業界はPCCに代わる新たなプレス規制システムとして、 スの自由の観点から政府の干渉を排除した自主規制機関を再構築したことは評価に値する。 純粋な自主規制機関であるIPSOの発足に成功した。 レベソン委員会が勧告した法律に基づく仕組 プレ ス業界 せ

に

第

に、

Ι

P S

Õ

0 理

事会は

上記

0

ようなメンバ

ĺ

の資格制限

12

ょ

ŋ

応

政

治権

万や。

プレ

ス業界

かか

らの独立性

を高

つつ、 0 雇 PCCに 有効性を確 用契約 Ē Ŝ ナリ 理事会の権限を強化している 빞 ŏ の確 、ズムの内部告発システムの確保、 (3) ŭ た I 立を謳っていることである。 保すべく、 べ P S O ソン委員会による自 理事会のメンバーの資格制限 の最も大きな進展としては、会員プレ (基準調査や巨額の金銭的制裁等の権限保有) 主規制機関に関する勧告を部分的に受け入れ、PCC体制 加えて、 内部告発者や倫理綱領に反する行為を拒否した者に対する懲戒を禁じる IPSOはPCCに欠如していたプレス業界からの独立性と規制 (現役編集者、 スの内部ガバナンスや有効な苦情処理 現役下院議員 • 政 府関係者は欠格事由) の刷 新 を図 ス テ 7 0) を設 確立、 41

つ

わらず、 Ι まず、 制 PSOのより本質的 原 か 削 しながら、 Ι 部分的な改革に甘んじて基本的にPCCの骨格を踏襲していることである。 0 P S O 要 The Independent 一諦である独立 の独立 IPSOはプレ な問題は、 性 性と有効性 K か The Financial Times等の主要高級紙は非参加)、 かわる間 PCC体制に対するレベソン委員会をはじめとする各界か ス業界の総意よりも大手新聞 0) 問題は、 両面 から、 主に人事と財政に関する仕組 I P S O の具体的 グ ル な問題点を検討してお ープ 0 みから確認することができよう。 経営者主導 勅許状下の承認も追求して では、 0 下 きた こらの 自主規制 創 設 厳 され に W お 評 7 ける良 価 お ŋ に Ł ない。 か

合性 避け 界 からの ているも Ś 名を含む業界委員二名) 2関するRFCの見解を考慮することになっているため、 n ない。 介入の余地を残して のの、 さらに、 業界メンバ 苦情処理 は、 V2 1 る。 選任の際候補者適合性に関するRFCの見解を考慮することになって 一委員会の委員の構 理事会が任命する ま ょ た、 理事会のメンバ |成や任命主体は上記の通りであるが、 (初代委員はプレ 1 を選任する任命パ 人事 のプレス業界の介入問題は理事会のそれと同様 ス業界が任命) ネ ルの委員 ことから、 業界委員選任 (独立委員三名、 プレス業界 く お り、 5 の際 現役 候 0) プ 関 補 学が 編集 ス業

独立性に乏し

部 理事会以下各組織 含 である。 もの その他 Ó RFCの小委員会に過ぎず、 編集者倫理綱 のメンバ ーの構成や選任プロセスは、 領委員会は、 プレ PCC体制下の従前の組織からの再建が図られた ス業界の干渉を直接受ける構造は変わってい レベソン委員会の勧告の反映には程遠く、 ない。 (構成員に独立委員も包 プレ 以上、 ス業界か I P S らの Õ

る。 V 0 年の予算を策定し(増額決定を含む)、 ス業界に従属させか みならず、 ス規制 第二に、IPSOの財政はRFCがコントロールする。 プレス自主規 機関がプレ 前述したような人事や後述するような規制にも関与するため、 制機関の財源をプレ ・ス業界との合意の下直接会員プレ ねない。 従って、 ・ス業界から調達するのは当然の帰結であるにしても、 個別会員プレスの会費を決定して徴収する等、 レベソン委員会の勧告が提示した、 スから財源を徴収する仕組みは参考に値する。 RFCは、 PCC体制下のPressBofと同様、 プレ 財政に関する権限を梃子にIPSOをプ ス規制機関 IPSOの財政上の全権を有 RFCがIPSOの財政 0) 財 政機関 (を置 Ι PSO 0) 毎

査パ 重大かつ全面 別 口 きよう。 セスにおける主体性の発揮 次に、 第一に、 ネ 被調査プ ル 0 Ι 招 IPSOは P S O 的な倫理綱 致に応じて事案に対して口頭の意思表示を行うことができ、 スに過度に配慮する形で行われるからである。 の規制の有効性にか 苦情事案に関する調 領違反嫌疑への に限界があり、 かわる問題は、 調査決定に関する書面通知に対して一四日以内に応答することができ、 査 迅速かつ有効な調査は容易ではない。 に限らず、 調 PCCが持たなかった基準調 査 制裁、 すなわち、 仲 :裁サー ③調査範囲 被調査プ ビスに関する権限 í なぜならば、 スは、 [や証拠書類の必要性に関する紛 査 の権 ① 理 限 も保有 から確認することが 事会の当該プレ 基準調査手続は するが、 調 ② 調 段階 スの 査 で

争を提起することができ(理事会に回付)、

④調査パネルの調査報告書案に対して二八日以内に答弁書を提出すること

を

・善し

てい

る

わけ

では

とは考

え難

しょ

が ~でき、 日以 (内に意見陳述を行うことが (5) 調 査 パ ネル 0 決定に対して書面 ができる。 一で I 加 えて、 P S O に検証を要求することが Ι P S Õ 0 調査遂行等 0)所要財 ~でき、 源 (6) は R 検 証 FC パ ネ ル 0 決定に 0) 検 証 拘 東さ に 対 し n 7

0)

ŧ

Ι

P S O

Ŏ

調査

権

限

0

限界に拍

頂をか

がける。

裁指針 的 ス 懸念が存在する。 るい ことか で 制 K 第二に、 裁 掲載するよう要求できるに過ぎず、 に従い は、 Ι Ġ 重 · つつ、 P S 一大かつ全面 RFCを含むプレ 前者の う は 執 行 裁定揭 裁定揭 的 0 前に当 な倫 載に 理 載 一該プレ 加え、 ス業界 綱領 0 制 K違反事: 裁 スに金銭的制 レベ は PCCが持たな の考え方に左 PCCのそれと 案のうち ソン委員会の勧告が提示したような命令権の行使では 右され 極 裁 の可 かか めて深刻な場合になされ つ 同様、 た金銭 能性を検討す か ね な 倫 的 4 理 制 綱領 裁 る審理 0 違反 権限 得るが、 \sim の際苦情を支持する裁定を当 も保有する 0 参加機会を付与しなけ R FCが が、 両手段 策定 な 61 した金銭 後者の 有効. れば 該 なら 金 プレ 性 的 制

制 裁 度 須と捉えたことに対 第三に、 Ŧ の有効性と安定性 Ė こスの I PSOは会員プレ 提供には当 を期 Ų Ι |該会員プレ 待 P S O ï スに対する民事訴 難 67 ĸ よる仲 ス Ι 0 PS 同 意が :裁サ 0 が なけ 訟請 1 仲 Ė 裁 'n 求者に仲 ス サ の提 .ばならない。レベソン委員へービスを確立するためには 供 裁サー は 選 択 事 ビスを提供するが、 項 ベソン委員会の勧告が仲間 に過ぎず、 R F 報 道被害者 条件付 0 に同意 実施 にとっ :裁サー を要 に ての 止 Ė スの さらに実際 まるた メリ 提 供を め ッ

F 根 Ĉ Ŏ 本的に改 するに、 幅広い 関与を許 Ι P S O :す構造が は PCC体 示すように、 ない 制 か 5 定 PCCが抱えてい 0) 前 進を 果たし た Ł たプレ 0) Ó ス業界 端的 から に財 政 0 独立 0 み 性と規制 ならず人 事 0 有 B :効性の: 規 制 に 欠如 お 41 問 7 R

第

1

自由かつ責任あるプレスを掲げて二〇一一年に形成されたキャンペーングループで、電話盗聴事件の被害者をはじめとする報道被

- 害者の支援に携わっている。 会員規約第三条第三項第三・四号。
- 3 IPSO規制第四条第八項。
- $\widehat{4}$ 会員規約第三条第三項第三・六号。
- $\widehat{5}$ IPSO定款第二二条第五項
- 6 IPSO定款第二七条第四項

7

Media Standards Trust, the Independent Press Standards Organisation (IPSO) An assessment (November 2013), pp. 19~20;

- 8 IPSO規制第四二条~第六○条。 会員規約第一〇条
- 9 会員規約第六四条
- $\widehat{10}$ 会員規約第五条第四項

結びに代えて ―― 日本への示唆

により多少沈静化した。ところが、IPSOのレベソン委員会や政府の勅許状方式が提示したプレス規制に関する基 機に勃発したプレス規制論争は、レベソン委員会の勧告を受けて利害当事者間の対立が激化したが、 以上、PCCの破綻とIPSOの発足に至る経緯と経過、IPSOの基本構造について検討した。 電話盗聴事件を IPSOの発足

IPSOに対峙するIMPRESSの動きもあり、プレス規制論争は終息したわけではない。こ 上院通信委員会は二〇一五年三月、利害関係者(プレス承認パネル、IPSO、IMPRESS、Hacked

のような状況の中、 準未充足の問題や、 B P O

の動向

.が参考になろう。

規制政策をめぐる熟議である。

前述のごとく、

英国では第

次プレ

スに関する王立委員会を皮切

幅広い調

査と社会的議論を展開してきた。

に

メデ

ィア規制

政策に重大な局面ごとに独立調査委員会を設置し、

ず 'n 一の有無に加え、 にしても、 NUJ等)の意見聴取を経てプレ 現在、 二〇一五年五月総選挙の結果次第では 英国におけるプレ ス規 ス規制は多少流 制 0 現状を分析しつつ、 動的 法律に基づくプレス規制 な側面があるが、 幾つかの点で疑義を呈した。 電話盗聴事件の発覚やその後 論が再び強まる公算も大き 今後、 Ι P S O の 一 の軟着 連 0

[来事が日本に与える示唆は少なくない

と考えられる。

る。 ただ、 市民 各社 踏み切 社は二〇〇〇年代初めに報道被害等をめぐるプレ うな仕組みを保持しておらず、 者機関を設置 制システムの確立・ 、慰安婦問題誤報、 第一に、 以の関与 その際は、 |の第三者機関 The Guardian等] つ た面 プレス業界の自主 (アクセス) が 英国を含む海外のプレ 否めず、 報道被害への対応や自浄能力の強化を図ってい による対応には限界がある。プ 東京電力福島第一 再 構 プレ の下日本のプレ 築による対応を明言している。 部のプレスはIPSOに参加しなかったが、決して公的規制を望んだわけでは ス評議会の導入には消極的 |規制に関するコンセンサスである。 プレス業界全体のプレ 原発事故の ス 評 ス環境に見合う自主規制機関としてのプレス評議会の導入を検討すべきであ 議会の の経験⁽³⁾ レ 「吉田調書」誤報) スへ ス業界が真のプレスの自由と社会的責任の の公的規制の回避策として個別社レベ ス評議会のよう 日本では現在、 であるように見受けられ 玉 内的 る。 IPSOには英国の九割以上のプレ には放送業界の第三 のような重大な報道倫理違反事案 な仕組 しかし、 日刊紙の みの 日刊紙の約三分の二と雑誌等はこのよ . る。 構築も 約三分の一 者 し |機関 か 課題となっ Ų ル が外部識 両 最 0) 『立を重 放送倫理·番 第三者機関 近 0 7 朝 スが 者 0) 4 視する 湯合、 る。3 なく、 日 から成る第三 新 参 組 主要新 加 聞 0) ならば 設置 じた。 向 0) 行 報 0 聞

部 化 慣行・倫理の全般やBBC等放送メディアにも及んだ。 レベソン委員会の調査・議論の対象は、その設置の直接的な原因である電話盗聴事件に止まらず、 日本ではこのようなメディア規制政策をめぐる社会的熟 スの文

れば、 玉 議システムが極めて貧弱で、政府主導の議論・決定がなされがちである。メディアの社会的機能の重大さに鑑み、英 [の取り組みに学ぶべきある。 日本のプレス業界も自主規制機関の導入に向け、その体制・権限等参考にすべき事項が多数ある。 なお、レベソン委員会の勧告に限って言えば、法律に依拠する規制フレームを別にす

ア業界内部の不正・腐敗等を暴く精緻な調査報道が殆どない。 機関の設置に向けての論争が展開されたのである。日本では調査報道が根付いておらず、とりわけ他メディアやメディ た電話盗聴事件が全面発覚し、プレスと権力との癒着関係の一端が明らかになり、PCCに代わる新しいプレス規制 調査報道を抜きにしては論じられない。すなわち、彼の数年にわたる不屈の調査報道を契機に、ベールに包まれ 第三に、調査報道の重要性である。英国のプレス業界における近時の一連の事態は、The GuardianのDavies記者の 信頼性を生命線とするメディアにとって、権力監視以上に不断の自己監視・批判が重要である。 ジャーナリズムが組織や業界の論理に縛られていない

- 1 House of Lords Select Committee on Communications, Press Regulation: where are we now?, Third Report of Session 2014-(HL Paper 135, 23 March 2015), pp. 18~47.
- $\widehat{2}$ 田島泰彦 「イギリスのプレス規制の動向」 『新聞研究』 第七四 一号 (二〇一三年) 五八~五九頁。

2012), pp.1515~1579

3 The Leveson Inquiry, An Inquiry into the Culture, Practices and Ethics of the Press Volume IV (HC 780-IV, 29 November